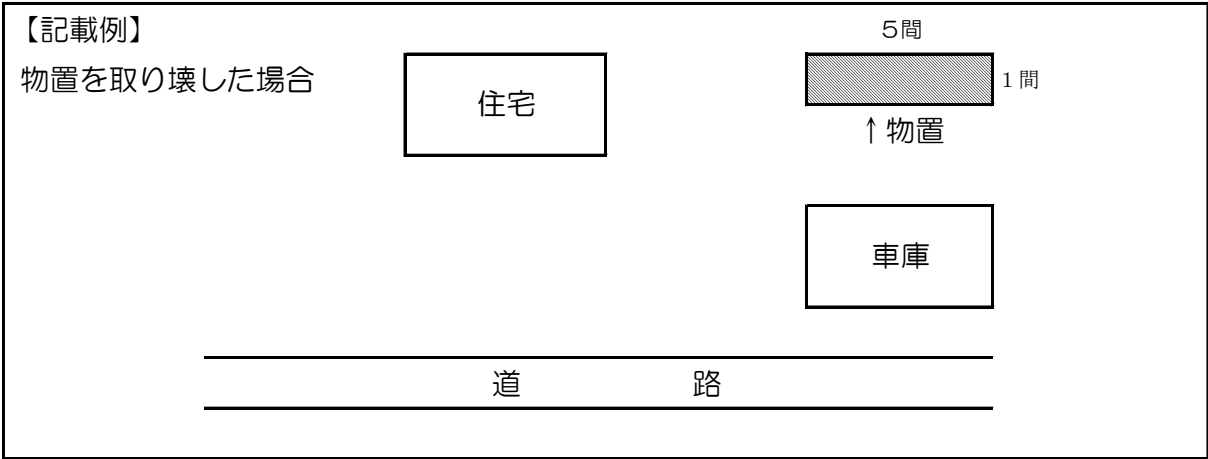


記入上の注意

- ① この届出書は、家屋を取り壊した場合に提出していただく書類です。
- 登記をしてある家屋で、滅失登記を済ませた場合は、提出は不要です。
- | 表示登記 | 滅失登記（法務局） | 提出の要否 |
|-----------|--------------|----------|
| 登記してある家屋 | 滅失登記をした場合 | 提出不要 |
| | 滅失登記をしていない場合 | 提出してください |
| 登記していない家屋 | | 提出してください |
- ② この届出書の提出後、担当者が現地確認をいたします。確認ができれば翌年度より課税されません。
- ③ 取り壊しの家屋が複数ある場合は、任意の用紙に所在・種類・構造・床面積を記入し、届出書といっしょに提出してください。（課税明細書のコピーにしるしをしたものも可）
- ④ 不明な点がある場合など、確認のためお電話をすることがありますので、連絡先（電話番号）は必ず記入してください。
- ⑤ 「略図」欄には、家屋が複数ある場合、取り壊した家屋の位置関係を記入してください。



- ⑥ 毎年1月1日現在に存在する家屋が、その年の固定資産税の課税対象になりますので、提出が1月2日以降になりますと、担当者の確認ができないため、その年の固定資産税は課税されますのでご了承ください。

問合せ・提出先

田村市役所 市民部 税務課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

TEL (0247)81-2119

もしくは、各行政局（市税窓口）まで

滝根行政局 〒963-3692 田村市滝根町神俣字関場118番地

TEL (0247)78-2111

大越行政局 〒963-4192 田村市大越町上大越字水神宮62番地1

TEL (0247)79-2111

都路行政局 〒963-4701 田村市都路町古道字本町33番地4

TEL (0247)75-2111

常葉行政局 〒963-4692 田村市常葉町常葉字町裏1番地

TEL (0247)77-2111